

業債第22号(例)

2022年4月11日

国債代理店引受金融機関本部  
国債代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」の一部改正に関する件

次の事由に伴い、または規程整備の観点から、標記手続(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、本年4月15日から実施することとしましたので通知します。

1. 第二十七回特別給付金国庫債券のい号からへ号までおよび第十一回特別弔慰金国庫債券のい号の特別買上償還の買上期間が一年間延長されるとともに、第二十七回特別給付金国庫債券のと号が特別買上償還の対象に追加されること
2. 第二十九回特別給付金国庫債券のい号が特別買上償還の対象として追加されること
3. 2.により、初めて届出印廃止分の記名国債証券が特別買上償還の対象に追加されるため、当該記名国債証券の買上償還の事務について、「日本銀行国債代理店事務取扱手続」の一部改正に関する件(2021年9月17日付業債第31号)と同様の本人確認書類の記録等の事務を定めること

以上

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」中一部改正

- 総目次を横線のとおり改める。

総目次

∫

略（不変）

∫

631 買上償還代金の支払（国債代理店事務）

631-1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

631-2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

以下略（不変）

- 427の2-2①を横線のとおり改める。

①受付

∫

略（不変）

∫

~~● 相続財産管理人に本人確認書類の写を作成する旨を伝える。~~

~~\* 郵送による提出の場合を除く。~~

以下略（不変）

- 第6編の目次を横線のとおり改める。

=目次=

600 特殊事例

∫

略（不変）

∫

631 買上償還代金の支払（国債代理店事務）

■ 事務のあらまし

◆ 買上方法（全部買上・一部買上）の説明

631-1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

∫  
略（不変）  
∫

⑧ 誤払補正

### 6 3 1 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

① 受付

- ◆ 買上げる証券の形態など
- ◆ 統轄店へ照会を要する事例

② 証券・記名国債証券買上償還請求書・買上げを必要とする旨の証明書の確認など

- ◆ 証券の要項
- ◆ 買上証明書の証明者

③ 氏名等届出書との照合確認など

④ 国債元利金支払票の作成

⑤ 支払

⑥ 廃印の押なつなど

⑦ 買上償還証券・買上代金領収証書などの送付

⑧ 誤払補正

- ◆ 例 示 買上通知
- ◆ 記載例 買上証明書・買上請求書・印鑑票・氏名等届出書・支払票

( 参考 ) 記名国債証券の買上価格等一覧

### 6 3 2 買上償還の取まとめ（支払取まとめ店事務）

∫  
略（不変）  
∫

月分の取まとめ事務

∫  
略（不変）  
∫

- ◆ 記載例 受払報告表・送付内訳表・~~支払~~

以下略（不変）

○ 631（記載例および例示を除く。）を横線のとおり改める。

## 631 買上償還代金の支払（国債代理店事務）

∫  
略（不変）

∫

### 631-1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事務手順	取扱要領
①受付	<p>○ 略（不変）</p> <p>○ 略（不変）</p> <p>● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。以下631において同じ。）である場合には、419の3または427の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。</p> <p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>買上げる証券の形態など</b></p> <p>[全部買上] ● 証券の額面金額等を記載した部分に賦札をつけたままの形で提出させる。</p> <p>● 略（不変）</p> <p>[一部買上] ● 略（不変）</p> <p>● 略（不変）</p> </div> <p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p>
②証券・記名国債証券 買上償還請求書・買上 上げを必要とする旨 の証明書の確認など	<p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p> <p>● 廃印・郵便局の（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されていないか</p>

∫  
略（不変）

○ 買上請求書の買上代金領収証書欄に買上代金・領収年月日・請求者の住所・氏名を記載、届出印を押させる。

● 相続財産管理人等からのなお、記名者または法定代理人等以外の者による請求のときは、その者に記名・押印させる。

\* 略（不変）

∫  
略（不変）

∫  
略（不変）

⑥ 廃印の押なつなど

○ 略（不変）

● 証券については、全賦札表面の中央部に廃印を明りょうに押す。

なお、全部買上のときは、証券の額面金額等を記載した部分の金額の個所にも廃印を押す。

⇒ 略（不変）

● 印鑑票については、該当の支払期欄に斜線を引き、その最終の支払期欄に「〇年〇月〇日買上償還」と記載し、取扱者が押印する。

⇒ 全部買上のときの印鑑票の取扱いは、2 3 1 ④参照

∫  
略（不変）

⑦ 買上償還証券・買上代金領収証書などの送付

○ 略（不変）

\* 買上げの対象となる証券の印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配布付分）についても再当該印鑑票と一緒に取扱う。

⑧ 略（不変）

○ 略（不変）

事務手順	取扱要領
①受付	<p>○ 買上償還の請求を受けたときは、業務局からの通知により、その証券が買上対象のものであることを確かめたうえ、自店備付けの氏名等届出書からその記名者分を抜き出す。</p> <p>○ 後記④の国債元利金支払票の請求者欄に住所・氏名を記載させ、証券に買上請求書・買上証明書を添えて提出させるとともに、本人確認書類を呈示させる。</p> <p>● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、419の3または427の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。</p> <p>⇒ 419の3参照・委任状</p> <p>⇒ 419の4参照・委任状等の代書</p> <p>⇒ 427参照・記名者の行為能力に関する届出</p> <p>● 買上証明書の備考欄に相続財産管理人等の資格・氏名・住所が記載されているときは、その相続財産管理人等の本人確認書類を呈示させる。</p> <p>⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項</p> <p>* 備考欄に記載された相続財産管理人等が買上代金の受領権限を有することは、買上証明書の証明者が確認していることから、支払場所では受領権限を有することを確認するための必要書類（相続財産管理人の選任に関する家庭裁判所の審判書の謄本等）の徴求および確認作業は要しない。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">       買上通知 例示参照     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>買上げる証券の形態など</b></p> <p><u>[全部買上]</u> ● 証券の額面金額等記載部分に賦札をつけたままの形で提出させる。</p> <p>● ついている賦札の枚数に関係なく証券1枚としてその額面金額をもって取扱う。</p> <p><u>[一部買上]</u> ● 買上げの対象となる賦札がそれぞれ接続するような形で証券から切取って提出させる。（賦札1枚ごとに切離さない。）</p> </div>

- 接続する賦札1組を証券1枚として賦札券面金額の合計額をもって取扱う。

**照会を要する事例**

**②証券・記名国債証券  
買上償還請求書・買  
上げを必要とする旨  
の証明書の確認な  
ど**

- 成年被後見人となっている記名者の死亡後に成年後見人から請求を受けたときは、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。
- 請求者から提出された証券・買上請求書・買上証明書について、次のことを確かめる。

買上請求書  
買上証明書  
記載例参照

**(証券)**

- 真正で所要の要項を満たしているか

**要項**

国債名称・記号・番号・金額・支払期日・財務大臣の印影（全部買上の証券のみ）

〔見本証券類参照－証券用紙には、「財務省印」のすかしが入っている。〕

- 上記の要項が欠けているもの、偽造・変造・真偽不明のものは、業務局国債証券業務グループへ照会し、その指示により取扱う。

- 廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されていないか

⇒ 142参照・回収証券類への廃印の押なつと取消方法

- 支払期日の到来している賦札がついていないか

支払期日の到来している賦札は切取り、前記232により支払う。

- 買上げの対象となる賦札に欠けているものがないか

賦札が欠けているときは、滅紛失の手続をとらせ、代証券の交付を受けさせたうえ、買上げの手続をする。

⇒ 423参照・証券・利賦札滅紛失の届出

**(買上請求書・買上証明書)**

- 買上証明書は所定の者が証明したものであるか

**買上証明書の証明者**

- 生活困窮者のとき—都道府県知事
- 相続財産管理人等のとき—都道府県知事
- り災者のとき—その災害区域の市町村長など業務局がそのつど通知する者

● 買上証明書の備考欄に相続財産管理人等の資格・氏名・住所が記載されているときは、備考欄に記載されたその者の氏名・住所が、①の受付時に呈示を受けた相続財産管理人等の本人確認書類に記載された氏名・住所と一致しているか

● 買上請求書・買上証明書の記載事項、証券の要項などがそれぞれ一致しているか

なお、買上証明書の記載事項に誤りがあるときは、証明者の訂正を受けさせたうえ、買上げの手続をする。

● 買上請求書に記載の「買上げの対象となる賦札」・「買上償還代金」が業務局からの通知と一致しているか

○ 買上請求書の買上代金領収証書欄に買上代金・領収年月日・請求者の住所・氏名を記載させる。

**③氏名等届出書との  
照合確認など**

○ 買上請求書・買上代金領収証書に記載の証券の要項、請求者の住所・氏名が氏名等届出書・本人確認書類と一致していることを確かめる。

● 相続財産管理人等から請求を受けた場合には、買上請求書・買上代金領収証書に記載の請求書の住所・氏名が氏名等届出書と一致していることの確認は要しない。

○ 買上代金領収証書の「本人確認書類等の記録」欄に請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項

\* 賦札裏面への本人確認書類の記録事項の記載は不要。

○ 任意代理人による支払請求のため提出を受けた委任状については、委任状の余白に作成者（委任者）の本人確認書類の記録事項を記載し、419の3により取扱う。

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項

⇒ 419の3参照・委任状

○ 本人確認書類を請求者に返す。

**④国債元利金支払票  
の作成**

○ 受入れた証券・買上代金領収証書により、請求者ごとに支払票を作成する。

○ 支払票は、自行庫で定めたもので代用してよい。

\* 支払票に代用する証票は、買上代金の支払およびその支払後の計算整理に必



要な事項が記載される様式のものであればよい。

支 払 票  
記載例参照

⑤支払

○ 買上代金領収証書に記載の金額を支払う。

○ 支払票の支払済印欄に支払日付を表示する。

⑥廃印の押なつなど

○ 証券・氏名等届出書・買上代金領収証書（買上請求書欄と切離さない。）には、支払後直ちに

● 証券については、全賦札表面の中央部に廃印を明りょうに押す。

なお、全部買上ときは、証券の額面金額等記載部分の金額の個所にも廃印を押す。

⇒ 1 4 2 ①参照・回収証券類への廃印の押なつ

● 氏名等届出書については、該当の支払期欄に斜線を引き、その最終の支払期欄に「〇年〇月〇日買上償還」と記載し、取扱者が押印する。

⇒ 全部買上ときの氏名等届出書の取扱いは、2 3 1 ④参照

\* 一部買上ときの氏名等届出書は、自店備付けの氏名等届出書として引続き保管することとなる。

● 買上代金領収証書については、支払済印欄に支払日付を表示する。

氏名等届出書などの  
記載例参照

⑦買上償還証券・買上代金領収証書などの送付

○ 証券・買上代金領収証書・買上証明書・全部買上ときの氏名等届出書は、当日支払った他の証券類などと一緒に自行庫で定めた方法により、即日支払取まとめ店へ送付する。

\* 買上げの対象となる証券の氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）についても当該氏名等届出書と一緒に取扱う。

⑧誤払補正

○ 買上代金の相違その他の事由により補正を必要とするときは、前記2 5 0に定める補正方法に準じて取扱う。



○ 631の **買上証明書・買上請求書・印鑑票の記載例** の次に次の **買上証明書・買上請求書・氏名等届出書の記載例** を加える。

**買上証明書・買上請求書・氏名等届出書の記載例** — 全部買上のとき

生活困窮者または相続財産管理人等である場合の表示

第〇号

第二十九回特別給付金国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書

次の第二十九回特別給付金国庫債券を買上償還する必要があることを証明する。

買上償還すべきものと認めた第二十九回特別給付金国庫債券				備考
記号	証券番号	記名者	償還金支払場所	
い	1234567	甲野 太郎	〇〇銀行〇〇支店	受領者 資格：相続財産管理人 氏名：乙山二郎 住所：〇〇市△△町1-1

令和4年8月15日

証明者  
〇 〇 〇 〇 〇  
〇 〇 〇 〇 〇

印

請求者が相続財産管理人等である場合には、備考欄に「受領者」の文言、請求者の資格（例えば、相続財産管理人）・氏名・住所が記載されている。

証券の要項・請求者の氏名・住所・支払場所をそれぞれ照合する。

- 買上証明書・買上請求書（買上代金領収証書）・氏名等届出書は証券に添えて送付する（買上げの対象となる証券の氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）についても当該氏名等届出書と一緒に取扱う。）。ただし、一部買上のときの氏名等届出書は引続き国債代理店で保管する。

注意1. 本書を提出する際には、本人確認書類を添付すること。  
2. 本書は令和4年4月15日から令和5年4月14日までの間に償還金支払場所の窓口にて提出すること。

第二十九回特別給付金国庫債券買上償還請求書

(買上請求書由) 〇〇銀行〇〇支店  
〇 〇 〇 〇 〇 〇  
〇 〇 〇 〇 〇 〇  
〇 〇 〇 〇 〇 〇

令和 4 年 8 月 22 日

住 所 〇〇市〇〇町1-2-3  
氏 名 甲野太郎

下記第二十九回特別給付金国庫債券の買上償還を請求します。

記号	証券番号	額面金額	償還期	買上償還代金
い	〇	500,000円	令和5年4月15日戻しから 令和5年4月15日戻しまで	371,800円
い	〇	450,000円	同 上	334,600円
い	〇	300,000円	同 上	222,100円
い	〇	250,000円	同 上	185,900円
い	〇	225,000円	同 上	167,300円
い	1234567	150,000円	同 上	111,600円

買上代金 〆 111,600

上記請求の買上代金を領収しました。

支払日付 4.8.22

令和 4 年 8 月 22 日

〇〇銀行〇〇支店 甲野太郎

(印鑑補記用欄)  
本人確認書類等の記録  
・書類名称または番号: 19  
・発行番号等: 第012345678900号  
・発行年月日: 令和3年4月1日  
・発行所名称: 〇〇公安委員会

支払日付を表示する。

本人確認書類の記録事項を記載する。

受領者が相続財産管理人等である場合には、その者の資格・氏名を記載させる。

請求者が相続財産管理人等である場合には、その者の住所・資格・氏名を記載させる。

証券の交付年月日等  
証券 令 3.11.22  
交付 和 3.11.22

支払場所変更時には、見本証券と一体で移管

第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書

鑑定通知書の記号及び番号  
〇〇〇

償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名
〇〇銀行〇〇支店	〇〇市〇〇町1-2-3	甲野太郎
( )		
( )		
( )		

支払表示欄	令和4年4月15日返	令和5年4月15日返	令和6年4月15日返	令和7年4月15日返	令和8年4月15日返
4.4.15 印 印	/	/	/	4.8.22 買上償還 印 印	

記号	い
額面金額	15万円
証券番号	1234567

支払日付・買上償還の旨を表示し、取扱者が押印する。

- 日付・取扱者名の入っている支払済印などを押し（「買上償還」と記載）、上記の表示に代えてよい。

○ 631の **買上証明書・買上請求書・氏名等届出書の記載例** の次に次の **支払票の記載例** を加える。

**支払票の記載例**

書式No.320

**国債元利金支払票**

請求者		住所 東京都〇〇市△△町1-1		番号札		税区分		1. 居住者						
		氏名(名称) 甲野 太郎						2. 内国法人						
								3. その他		〔 〕				
元 金			利 子											
種 別	枚 数	金 額	1 枚 当 り の 金 額				合 計 金 額							
			種 別 札	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額				
証 券 (国債名称)	枚	円	利 子 額 (国債名称)	円	所 得 税 額 ( )	円	地 方 税 額 ( )	円	枚	利 子 額 ( )	円	所 得 税 額 ( )	円	地 方 税 額 ( )
"			"											
① 買上代金 (第二十七種給付) 2,000,000円	② 1	③ 1,375,400	"											
減紛失利賦札 元利金(償還 金)領収証書														
賦 札			計					(イ)	(ロ)	(ハ)				
計	(A)	④	税 差 引 額					(B) (イ)-(ロ)+(ハ)						

(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。

支払済印  
⑤  
28.3.8

買上請求額 (A+イ) 円  
1,375,400

支払額 (A+B) 円  
1,375,400

● 自店保管 (保管期間5年)

- ① 種別欄に「買上代金」の項目を設け、国債名称・額面金額 (全部買上するとき) または賦札券面金額の合計金額 (一部買上するとき) を記載する。
- ② 一部買上するときの枚数は、接続する賦札1組を証券1枚として記載する。
- ③ 金額欄には買上代金を記載する。
- ④ 記載が1行のときは、「計」欄の記載を要しない。
- ⑤ 支払日付を表示する。

○ 630の(参考)を次のとおり改める(全面改正)。

(参考)

記名国債証券の買上価格等一覧

1. 第二十七回特別給付金国庫債券

(買上対象) 生活困窮者および相続財産管理人等

(買上方法) 全部買上

記号	額面金額	買上げの対象となる賦札	買上価格	買上期間
い	2,000,000 円	平成 34 年 4 月 30 日渡しから 平成 35 年 10 月 31 日渡しまで 4 枚	371,800 円	2021 年 11 月 1 日から 2022 年 4 月 28 日まで
ろ	2,000,000 円	平成 34 年 4 月 30 日渡しから 平成 36 年 10 月 31 日渡しまで 6 枚	541,800 円	
は	2,000,000 円	平成 34 年 4 月 30 日渡しから 平成 38 年 10 月 31 日渡しまで 10 枚	853,100 円	
に	2,000,000 円	平成 34 年 4 月 30 日渡しから 平成 39 年 10 月 31 日渡しまで 12 枚	995,400 円	
ほ	2,000,000 円	令和 4 年 4 月 30 日渡しから 令和 11 年 10 月 31 日渡しまで 16 枚	1,256,200 円	
へ	2,000,000 円	令和 4 年 4 月 30 日渡しから 令和 12 年 10 月 31 日渡しまで 18 枚	1,375,400 円	
い	2,000,000 円	平成 34 年 10 月 31 日渡しから 平成 35 年 10 月 31 日渡しまで 3 枚	282,900 円	2022 年 5 月 2 日から 2022 年 10 月 28 日まで
ろ	2,000,000 円	平成 34 年 10 月 31 日渡しから 平成 36 年 10 月 31 日渡しまで 5 枚	458,000 円	
は	2,000,000 円	平成 34 年 10 月 31 日渡しから 平成 38 年 10 月 31 日渡しまで 9 枚	778,700 円	
に	2,000,000 円	平成 34 年 10 月 31 日渡しから 平成 39 年 10 月 31 日渡しまで 11 枚	925,300 円	
ほ	2,000,000 円	令和 4 年 10 月 31 日渡しから 令和 11 年 10 月 31 日渡まで 15 枚	1,193,800 円	
へ	2,000,000 円	令和 4 年 10 月 31 日渡しから 令和 12 年 10 月 31 日渡まで 17 枚	1,316,700 円	
と	2,000,000 円	令和 4 年 10 月 31 日渡しから 令和 13 年 10 月 31 日渡まで 19 枚	1,432,400 円	

い	2,000,000 円	平成 35 年 4 月 30 日渡しから 平成 35 年 10 月 31 日渡しまで	2 枚	191,400 円	2022 年 10 月 31 日から 2023 年 4 月 28 日まで
ろ	2,000,000 円	平成 35 年 4 月 30 日渡しから 平成 36 年 10 月 31 日渡しまで	4 枚	371,800 円	
は	2,000,000 円	平成 35 年 4 月 30 日渡しから 平成 38 年 10 月 31 日渡しまで	8 枚	702,000 円	
に	2,000,000 円	平成 35 年 4 月 30 日渡しから 平成 39 年 10 月 31 日渡しまで	10 枚	853,100 円	
ほ	2,000,000 円	令和 5 年 4 月 30 日渡しから 令和 11 年 10 月 31 日渡しまで	14 枚	1,129,600 円	
へ	2,000,000 円	令和 5 年 4 月 30 日渡しから 令和 12 年 10 月 31 日渡しまで	16 枚	1,256,200 円	
と	2,000,000 円	令和 5 年 4 月 30 日渡しから 令和 13 年 10 月 31 日渡しまで	18 枚	1,375,400 円	

## 2. 第十一回特別弔慰金国庫債券

(買上対象) 生活困窮者および相続財産管理人等

(買上方法) 全部買上

記号	額面金額	買上げの対象となる賦札	買上価格	買上期間
い	250,000 円	令和 5 年 4 月 15 日渡しから 令和 7 年 4 月 15 日渡しまで	3 枚 141,500 円	2022 年 4 月 15 日から 2023 年 4 月 14 日まで

## 3. 第二十九回特別給付金国庫債券

(買上対象) 生活困窮者および相続財産管理人等

(買上方法) 全部買上

記号	額面金額	買上げの対象となる賦札	買上価格	買上期間
い	500,000 円	令和 5 年 4 月 15 日渡しから 令和 8 年 4 月 15 日渡しまで	4 枚 371,800 円	2022 年 4 月 15 日から 2023 年 4 月 14 日まで (注)7 万 5 千円券については、 買上げの対象としない。
い	450,000 円	同 上	4 枚 334,600 円	
い	300,000 円	同 上	4 枚 223,100 円	
い	250,000 円	同 上	4 枚 185,900 円	
い	225,000 円	同 上	4 枚 167,300 円	

い	150,000 円	同 上	4 枚	111,600 円	
---	-----------	-----	-----	-----------	--

○ 632の 月分の取まとめ事務 ③から⑤までを横線のとおり改める。

③買上償還証券などの整理

● 証券・買上代金領収証書・買上証明書・全部買上の際の印鑑票・氏名等届出書は、一括して帯封をかけ、帯封表面に枚数・金額を記載する。

\* 買上げの対象となる証券の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）についても当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に取扱う。

④買上償還証券送付内訳表の作成と点検

● 略（不変）

\* 略（不変）

\* 買上げの対象となる証券の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）も統轄店へ送付するため、上記送付内訳表の欄外に「見本証券（国債名称<略称でよい>）何枚」と記載する。

略（不変）

⑤買上償還証券などの袋入れ

● 証券・買上代金領収証書・買上証明書・全部買上の際の印鑑票・氏名等届出書は、他の支払済証券類等と区分して内袋に納め、その表面に「買上償還証券」の旨および枚数・合計金額・店名を記載する。

\* 買上げの対象となる証券の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）も一緒に統轄店へ送付する。



○ 632の 送付内訳表の記載例 を次のとおり改める（全面改正）。

送付内訳表の記載例

書式 No.383

**買 上 償 還 証 券 受 領 書**

(送付内訳書) 47.5  
(日付) ④

あて先 ○○銀行○○支店  
御中

取扱店番号

書式 No.383

**買 上 償 還 証 券 送 付 内 訳 表**

(日付) 47.5

仕 出 ○○銀行○○支店  
取扱店番号

書式 No.383

注意 額面金額または合計券面金額欄は  
①全部買上るときは、証券の額面金額により記載すること。  
②一部買上るときは、賦札券面金額の合計額により記載すること。

**買 上 償 還 証 券 送 付 内 訳 表 原 符**

仕 出 ○○銀行○○支店  
取扱店番号

あて先 日本銀行業務局 御中  
(統轄店経由)

6 月支払分

国債名称	枚数	額面金額または 合計券面金額	買上代金
第十一回特別弔慰金 国庫債券	1	① 250,000	141,500
合 計	1	250,000	141,500

添付書類	枚数
買上請求書	1 枚
買上証明書	1
印鑑票等	1
委任状	

②

買上代金	円
141,500	
141,500	
141,500	

③

- ① 全部買上るときは、証券の額面金額により記載する。  
一部買上るときは、賦札券面金額の合計額により記載する。この場合の枚数欄は、接続する賦札1組を証券1枚として記載する。
- ② 添付書類の枚数を記載（「印鑑票等」欄にあっては、全部買上るときだけ、印鑑票・氏名等届出書の枚数を記載）する。
  - 買上げの対象となる証券の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）も統轄店へ送付するため、欄外に「見本証券（国債名称＜略称でよい＞）何枚」と記載する。
- ③ 他の送付内訳表と一緒に内袋に納めて統轄店へ送付する。

- 業務局（統轄店経由）から送付を受けた受領書は、送付内訳表原符に添付して保管（保存期間1年）する。
- ④ 業務局が受領日付を表示する。

○ 632の 支払票の記載例 を削る。